

70～74歳の方の一部負担金の割合の判定方法

同じ世帯の70歳以上の国保加入者の住民税課税標準額などで判定します。
負担割合は世帯ごとで決まります。

70歳～74歳の国保加入者の中に住民税課税標準額（※1）が145万円未満である。

いいえ

はい

70歳～74歳の国保加入者の基礎所得金額（※2）の合計が210万円以下である。

いいえ

はい

3割負担

申請により負担割合が変わることがあります

【①②のどちらかに該当する方】

- ①70歳～74歳の国保加入者が1人で、総収入金額（※3）が383万円未満
- ②70歳～74歳の国保加入者（※4）が2人以上で、総収入金額の合計が520万円未満

ただし、板橋区で収入が把握できた場合は、負担割合が2割に変更になる場合があります。

いいえ

はい

負担割合

3割負担

2割負担

- （※1） 判定対象期間（※5）の所得から各種所得控除（社会保険料控除・扶養控除等）を引いた金額で、住民税額の計算のもととなる金額
- （※2） 総所得金額等 — 基礎控除額43万円（合計所得金額が2,400万円超の方を除く）
- （※3） 必要経費・各種所得控除を差し引く前の総収入金額
- （※4） 国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、脱退日以降も国保加入者と同じの世帯にいる方の人数と収入を含めることもできます。
- （※5） 住民税課税標準額などの基準となる年度
 - 4月～7月：前年度
 - 8月～翌3月：当該年度

問い合わせ： 国保年金課 国保資格係 03(3579)2406